

# 祝辞

---

この度は、一般社団法人全国日常生活支援住居施設協議会が設立され、またその設立を記念するシンポジウムが本日開催されますことを、心からお喜び申し上げたいと思います。

関係者の皆様方におかれましては、平素より多大なるご協力を賜っておりますこと、この場を借りて御礼申し上げます。

日常生活支援住居施設の話に入ります前に、昨年来、続いております新型コロナウイルス感染対策への対応につきまして、まずは御礼を申し上げます。

本日、ご参加の皆様方の現場におかれましては、基礎疾患のある方、高齢者の方、リスクの高い利用者の方々を日々支援されている中で、まさに毎日が緊張の連続であったと思います。このような厳しい状況の下で、感染予防対策にご尽力を頂き、心から感謝申し上げます。最近が高齢者を中心にワクチン接種も進んでまいりましたが、厚生労働省として、また政府として、引き続き新型コロナウイルス感染症対策に全力で取り組んで参りますので、利用者の方々、職員の方々の感染対策への引き続きのご尽力を宜しくお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染拡大の影響によりまして、生活にお困りになる方々に対する様々な支援として、生活保護制度における弾力的な運用、緊急小口資金や総合支援資金の特例貸付の拡大・延長、さらに、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給などの支援策を講じてまいりました。

生活にお困りのある方への支援のご協力につきましても、改めて感謝を申し上げたいと思います。厚生労働省として、引き続き必要な対応をして参りたいと思います。

本題の日常生活支援住居施設の話に入ります。

この制度につきましては、平成30年の生活保護法及び社会福祉法の改正により、いわゆる「貧困ビジネス」対策としての無料低額宿泊所の規制強化と合わせて制度化されたものであり、昨年10月からスタートいたしました。

具体的には単独での居住が困難な生活保護受給者に対して、一定の支援体制が確保された無料低額宿泊所を都道府県知事等が日常生活支援住居施設として認定し、必要な日常生活支援を提供する仕組みを新たに創設したものです。

本年4月1日時点で、全国で79ヶ所の施設が認定を受けております。支援の実施は福祉事務所が支援の委託を行い、支援に必要な委託事務費を支払うという制度になっております。

日常生活支援住居施設の支援体制は、認定を受けていない一般の無料低額宿泊所と比較すれば手厚い一方、救護施設等の社会福祉施設ほどの体制を求めるものではございません。こうした他の施設の中間的なニーズをしっかりと受け止めるという位置付けてございます。

制度の具体化にあたりましては、学識者や自治体の担当者及び支援を実際に行なっておられる事業者の方々に参集いただいた検討会において議論を行い、それを踏まえて関係省令等の制定を行いました。私も昨年夏にこの職に着任させて頂いて以来、手厚い日常生活支援を行なっているいくつかの無料低額宿泊所の現場を見させていただきました。様々な日常生活上の課題、生きづらさ、そういったものを抱えている多くの利用者の方々に寄り添った支援が行われている、そのような実際の取り組みを目の当たりにさせていただきました。

こうした支援が行政との連携のもとで、財政的な裏打ちをもって制度化されることは非常に意義のあることだと考えております。

この仕組みの検討にあたりまして、関係者の皆様方にはこれまでも多々ご協力いただけてきましたが、これからこの意義のある制度をさらに充実させ、より良いものに育てていく、この仕組みのこれからの歴史を作っていくのも、今日ここにお集まりの皆様方のお力によるものだと思っております。

また、その役割の中心を担っていただくのは今回設立されました全国日常生活支援住居施設協議会だと思っております。今後、支援者の人材育成、制度の改善提案など様々な活動が期待されます。今後も行政とも手を携えて、共に歩んでいただければと思っております。

最後になりましたが、全国日常生活支援住居施設協議会の益々の発展と関係各位の皆様のご健勝を祈念いたしまして、私からのお祝いの言葉とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

令和3年7月10日  
厚生労働省社会・援護局  
局長 橋本泰宏